

令和7年6月20日

社会福祉法人 明徳会

施設運営部部長 石井康就

お客様及び職員のマスク着用について

平素より当事業所の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
令和7年6月より、厚生労働省により職場での熱中症対策が義務化されました。
これに伴い、当法人の運営する事業所では、お客様及び職員のマスク着用に関して下記の通り対応いたします。

●マスク着用は原則任意とします。

・ただし、以下の場合にはマスクの着用をお願いします。

感染症が流行している時期
咳やくしゃみ等の症状がある場合

猛暑等、マスク着用が困難な場合は熱中症対策を優先します。

ご利用者様が安心してご利用いただける環境づくりのため、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ケア・ハピネスにおける対応

・原則、マスクの着用をお願いします。

・以下のような熱中症リスクの高い場面では、マスクを外すことがあります。

入浴介助、屋外活動 など